

平成27年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月29日 午前10時00分		
	閉 会	9月29日 午前10時37分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成27年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成27年9月29日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第42号	今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について	討論・採決
3	議案第43号	今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について	討論・採決
4	議案第44号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第45号	平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
6	議案第46号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
7	議案第47号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
8	議案第48号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について	討論・採決
9	議案第49号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
10	認定第1号	平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第2号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
12	認定第3号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
13	認定第4号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	討論・採決
14	陳情第4号	県産品の優先使用について（要請）	報告・質疑 討論・採決
15	陳情第5号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	報告・質疑 討論・採決
16	陳情第6号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	報告・質疑 討論・採決
17	陳情第7号	今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書	報告・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	陳情第8号	平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願 い	報告・質疑 討論・採決
19 20	意見書第3号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書 閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。平成27年第3回今帰仁村議会定例会最終日を行いたいと思います。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第49号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第49号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年9月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の事務処理や今帰仁村広報の事務処理に関して、一部不適切な処理について厳しく受け止め、村長の給料月額及び副村長の給料月額を減額するため、この条例を提出します。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 平成27年11月1日から平成27年11月30日までの間、村長及び副村長の給料月額については、第3条に定める別表第1の規定にかかわらず、同条別表第1の規定により支給されることとなる額から、その額の村長及び副村長は100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 議案第49号について、質疑いたします。
提案理由のほうに今帰仁村広報の事務処理に関してとありますが、その詳細の答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明いたします。

質疑の中で、提案理由の広報の事務処理に関してでございますけれども、9月号の広報の中に消防組合の職員採用試験の案内について掲載すべきところが漏れたということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 なぜそのようにされたということが起こったのか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明します。

掲載依頼については、9月号に載せるべく消防本部のほうから8月の、記憶しているところでは7日あたりだったと思うんですけど、そのメール依頼がございました。その件に関して、この担当のほうで9月広報に向けての作業の中で、失念した部分もございまして、そのことが直接の原因でございまして、今後、こういうことがないようにチェック体制といいますか、広報依頼のチェック体制の強化をやっていかなくちやいけないんじゃないかなど、今事務方の責任担当者として、私としてはそのように感じて改善に向けて、課内で今協議しながら全ての情報に関しては決裁を受けていこうということで、指示しているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 人間ですから、生き物ですから、必ずミスというのは起こるわけでございますので、そのミスを極力減らすようになお一層の努力、連携体制を構築してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。
お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第11.「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第12.「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第13.「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を採決いたします。
お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第14.「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成27年9月29日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第4号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべき もの	地場産業の一番の近道が「県産品の愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15.「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君 おはようございます。

平成27年9月29日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第5号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	採択すべきもの	就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、教育現場では困難な状況が表れてきており、学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められている	

			<p>る。</p> <p>すべての子どもたちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく豊かな学校教育を受けられるためにはなくてはならない制度である。次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い30人以下学級完全実現を強く要請する。</p>	
--	--	--	---	--

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16.「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成27年9月29日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第6号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	採択すべきもの	<p>国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差違がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねない。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられている。</p> <p>こうした問題点が多数存在し、税負担の公平性を確保する観点から、国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求める。</p>	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17.「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第7号	今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情	採択すべきもの	晴れているときはもちろんのことだが、曇りの日でもカーテンのない窓は明るく、飛び交うボールが非常に見づらい状況にある。遮光については、スポンジテニス、バドミントン、卓球等も同様の問題を抱えていると思われる。 飛び交うボールを見やすくし楽しく競技ができるよう体育館1階部分の遮光カーテン設置を求める。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18.「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成27年9月29日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第8号	平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い	採択すべきもの	今年度の理振協会の理科観察実験機器充足調査の結果から、まだまだ、小・中・高等学校の理科観察実験機器は不足していることが判明した。児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成には、理科観察実験による学習が不可欠であり、科学的思考を育む教育が理科である観点から充実した理科室環境で観察実験授業を児童生徒に体験させることができるよう理科観察実験機器の整備充実をはかるため予算増額計上を求める。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19. 「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

意見書第3号

平成27年9月29日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	山 城 太
賛成者	吉 田 清 尊
〃	與那嶺 好 和
〃	玉 城 みちよ
〃	與那嶺 透

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別でみると、稼働

年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いため扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税は介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差違がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税込減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月29日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 法務大臣
厚生労働大臣 内閣官房長官

○ 議長 東恩納寛政君 「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」を採決いたします。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第20、「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時37分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ